

新型コロナウイルス感染症の予防接種等の費用の支払に係る委託契約（案）

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）附則第 7 条第 1 項により同法第 6 条第 1 項の規定による予防接種とみなして行われる新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）に係る予防接種等（以下「本予防接種」という。）について、〇〇都道府県を本件契約のとりまとめ者とする別紙委託元一覧表に示す市町村（特別区を含み、以下「甲」という。）と〇〇都道府県国民健康保険団体連合会（以下「乙」という。）との間に、次の条項により委託契約を締結する。

（契約事項）

第 1 条 甲は、当該甲を住所地（住所地を有しない場合は居住地）とする接種対象者が、当該甲以外の市町村（特別区を含む。）に所在する医療機関等（甲から本予防接種に係る委託を受けた医療機関等に限る。以下同じ。）において本予防接種を受けた場合に、甲が当該医療機関等に対して支払うべき本予防接種の費用の支払を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 甲を住所地（住所地を有しない場合は居住地）とする接種対象者が、当該甲に所在する医療機関等で本予防接種を受け、当該医療機関等が本予防接種の費用を誤って乙に請求した場合には、やむを得ない事情がある場合は、甲はその支払を乙へ委託したものとみなし、乙はこれを受託することができる。

3 前項の場合において、甲は、甲による確認の結果、前項の請求誤りが判明した場合には、当該医療機関等に対して、正しい請求先を周知するよう努める。

4 第 2 項に規定する請求の取扱について、甲と乙との間に別段の定めがある場合には、前二項の規定は適用しない。

（医療機関等からの請求）

第 2 条 乙は、医療機関等から直接又は取りまとめ団体を經由して、原則として本予防接種を実施した日の属する月の翌月の 10 日（ただし、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合は、これらの日の翌日、また、令和 3 年 2 月実施分及び同年 3 月実施分に係るものについては、令和 3 年 4 月 1 日から同月 12 日まで）までにそれぞれ提出された本予防接種に係る予診票及び実績報告書（請求総括書・市区町村別請求書）（以下「請求書等」という。）について、本予防接種の実施した日の属する月ごとに取りまとめた上で（当該月より前に実施した分も含む）、請求金額の確認（請求に関する記載内容に不備があった場合の医療機関等への返戻を含む。）を行ったうえで、甲に対する請求金額を集計する。

（委託事務手数料）

第 3 条 甲は、本契約に定める事務の手数料として、本予防接種 1 件につき金〇〇円（消

費税及び地方消費税を含む。)を乙に支払うものとする。

(市町村への請求)

第4条 乙は、甲に対し、第2条に規定する請求金額の集計後、原則として別表に定める請求期日までに、同条による確認の結果不備のなかった請求書等(乙が保管する実績報告書(請求総括書)は除く)を添えて、当該本予防接種の費用及び前条に定める委託事務手数料を請求するものとする。

(医療機関等への支払)

第5条 乙から前条の規定による請求を受けた甲は、別表に定める納入期日までに、当該請求を受けた本予防接種の費用及び委託事務手数料を乙に支払うものとし、乙は、原則として、医療機関等から乙へ請求のあった日の属する月の翌々月末日までに、医療機関等に対し本予防接種の費用を支払うものとする。

(支払の調整)

第6条 甲は、甲による確認の結果、支払が過誤と判明した本予防接種の費用等については、乙を通じて当該費用を支払った医療機関等に対し、当該費用の返還を求めることができる。

2 甲は、前項の規定による調整を乙に依頼する場合は、事前に当該医療機関等へ通知のうえ、コロナワクチン接種費過誤返戻依頼書及びコロナワクチン接種費過誤返戻依頼集計書並びにこれらに係る本予防接種予診票の原本(以下「調整依頼書等」という。)を乙に提出し、調整を依頼する。

3 乙は、甲から前項の規定による依頼を受けた時は、当該医療機関等からの以後の請求に係る支払と調整する。ただし、乙が甲から前項の規定による依頼を受けた日の属する月の翌月から起算して6か月以内に、当該医療機関等からの請求に係る支払と調整することができない場合は、甲に対し、調整依頼書等を返還する。

4 乙は、医療機関等の過失により前項の規定による調整をした場合、乙に対して支払われた第3条に規定する委託事務手数料は甲に返還しない。ただし、乙の自己の責に帰すべき理由によって調整した場合は、当該委託事務手数料を甲に返還するものとする。

(支払遅延損害金)

第7条 納入期日までに第4条の規定により請求した本予防接種の費用が甲から支払われないときは、乙は、当該本予防接種の費用を立て替えて医療機関等に支払うものとする。この場合、甲は、速やかにこの立替金及び納入期日の翌日から支払日までの日数に応じて、この契約の締結の日に適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を乙に支払わなければならない。

2 納入期日までに第3条に規定する委託事務手数料が甲から支払われない場合、甲は、速やかに当該事務手数料及び納入期日の翌日から支払日までの日数に応じて、この契約

の締結の日に適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

（閲覧および説明）

第 8 条 甲は、この契約の実施に必要な限度において、乙の帳簿ほか関係書類を閲覧し、又は乙に対し説明若しくは報告を求めることができるものとする。

（個人情報の保護）

第 9 条 乙は、この契約による業務遂行に当たり知りえた個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。

（再委託）

第 10 条 乙は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる際は、あらかじめ甲の承認を得るものとする。ただし、委託業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の再委託を行う場合には、当該再委託に係る受託者に、個人情報の保護に関して、前条に掲げる義務と同等の義務を課さなければならない。

（契約の解除）

第 11 条 この契約の当事者いずれか一方が、正当な理由なくこの契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は履行の見込みがなく事業の遂行に著しく支障を来たすおそれがあるときは、その当事者の相手方は本契約を解除することができるものとする。

（協議事項）

第 12 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に規定されている事項で疑義が生じた事項については、甲乙協議して解決するものとする。

（委託期間）

第 13 条 この契約の有効期間は令和 3 年●月●日から令和●年 3 月 31 日までとする。ただし、この契約の有効期間終了 1 か月前までに甲又は乙から、何等の意思表示をしないときは、終期の翌日においてさらに 1 か年契約の更新をしたものとみなす。

2 前項の規定にかかわらず、予防接種法附則第 7 条第 1 項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の期日又は期間の終期として厚生労働大臣が別途指定した場合は、当該期日又は期間の末日をもって、本契約に基づく委託期間は終了したものとする。ただし、この契約の効力は、乙が第 2 条に規定する医療機関等からの請求による本予防接種費用等の支払を完了する日まで、有するものとする。

この契約が成立したことを証するため、本契約書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を所持するものとする。

令和3年●月●日

甲 代理人

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇都道府県知事 〇〇 〇〇

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇都道府県国民健康保険団体連合会

理事長 〇〇 〇〇

別記

個人情報取扱注意事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3条 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写・複製の禁止)

第5条 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(適正管理)

第6条 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報の滅失及びき損の防止に努めるものとする。

(資料等の返還等)

第7条 乙がこの契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されたすべての資料等は、その契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第8条 乙は、この契約に違反する実態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

別表

新型コロナウイルス感染症の予防接種等の費用

令和3年度請求及び納入期日

請求書等提出月	請求期日	納入期日
令和3年 4月	5月25日(火)	6月4日(金)
5月	6月24日(木)	7月6日(火)
6月	7月27日(火)	8月6日(金)
7月	8月25日(水)	9月6日(月)
8月	9月27日(月)	10月7日(木)
9月	10月25日(月)	11月5日(金)
10月	11月26日(金)	12月8日(水)
11月	12月23日(木)	令和4年 1月11日(火)
12月	令和4年 1月25日(火)	2月4日(金)
令和4年 1月	2月25日(金)	3月9日(水)
2月	3月25日(金)	4月6日(水)
3月	4月18日(月)	4月28日(木)

新型コロナウイルス感染症の予防接種等の費用の支払に係る変更契約書（案）

〇〇都道府県を新型コロナウイルス感染症の予防接種等の費用の支払に係る委託契約のとりまとめ者とする別紙委託元一覧表に示す市町村（特別区を含み、以下「甲」という。）と、〇〇都道府県国民健康保険団体連合会（以下「乙」という。）は、甲乙間において令和〇年〇月〇日に締結した「新型コロナウイルス感染症の予防接種等の費用の支払に係る委託契約」（以下「原契約」という。）について、次のとおり変更契約を締結する。

なお、その他の条項については原契約のとおりとする。

第1条 原契約別表「新型コロナウイルス感染症の予防接種等の費用 令和3年度請求及び納入期日」を原契約別表1とし、請求書等提出月が令和4年3月分の期日については、請求期日を4月25日（月）、納入期日を5月11日（水）とする。

第2条 「新型コロナウイルス感染症の予防接種等の費用 令和4年度請求及び納入期日」を原契約別表2として加える。

第3条 この変更契約は、令和4年4月1日から適用する。ただし、第1条の規定は、契約締結の日から適用する。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を所持するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲 代理人

〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号

〇〇都道府県知事 〇〇 〇〇 印

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号

〇〇都道府県国民健康保険団体連合会

理事長 〇〇 〇〇 印

別表 1

新型コロナウイルス感染症の予防接種等の費用

令和3年度請求及び納入期日

請求書等提出月	請求期日	納入期日
令和3年 4月	5月25日(火)	6月4日(金)
5月	6月24日(木)	7月6日(火)
6月	7月27日(火)	8月6日(金)
7月	8月25日(水)	9月6日(月)
8月	9月27日(月)	10月7日(木)
9月	10月25日(月)	11月5日(金)
10月	11月26日(金)	12月8日(水)
11月	12月23日(木)	令和4年 1月11日(火)
12月	令和4年 1月25日(火)	2月4日(金)
令和4年 1月	2月25日(金)	3月9日(水)
2月	3月25日(金)	4月6日(水)
3月	4月25日(月)	5月11日(水)

別表 2

新型コロナウイルス感染症の予防接種等の費用

令和4年度請求及び納入期日

請求書等提出月	請求期日	納入期日
令和4年 4月	5月24日(火)	6月3日(金)
5月	6月24日(金)	7月6日(水)
6月	7月27日(水)	8月8日(月)
7月	8月24日(水)	9月5日(月)
8月	9月28日(水)	10月11日(火)
9月	10月25日(火)	11月7日(月)
10月	11月25日(金)	12月7日(水)